

# 除雪ドーザ（8 t 級） 仕様書

車輪式、サイドスライドアングリングプラウ、  
油圧式カプラ付

令和6年度版

美 郷 町



### 3. 車 体

(1) 機 関	形 式	水冷、ディーゼル機関
	定格出力	70 kW 以上
	最大トルク	400 N・m 以上
(2) 動力伝達装置		前後進、速度段の切換え操作が円滑にできる構造とする
(3) 装着タイヤ		ノーマルタイヤ
(4) かじ取装置		車体屈折式
(5) 運転室		
構 造		全鋼製密閉形
窓		(前) 熱線入りガラス、冬用ワイパーブレード付 (後) 冬用ワイパーブレード付 (左右) ヒーター付ドアミラー
(6) 走行安定装置		振動抑制装置を付加すること。

### 4. 除雪装置

(1) 形 式		油圧式サイドスライド式アングリングプラウ形
(2) 能 力		
	切刃昇降範囲 (ストレート時、切刃下端)	地下 100 mm ~ 地上 3,000 mm 以上
	アングリング角度	左右各 30 度 以上
	上昇速度 (切刃下端、期間定格回転速度において)	500 mm/s 以上
(3) プ ラ ウ		
構 造		鋼板円筒曲面構造 反転エッジ装着
全 幅	(ストレート形状において)	3,000 mm 以上
全 高		950 mm 以上
そ り		除雪装置の接地状態を調整できるそりを有すること
切 刃		ストレート形平形刃先 (JIS) 上下反転取付型

### 5. 計器類

(1) 速度計又は機関回転計	1 式
(2) 運行記録計 (45 km/h、7 日計)	1 式
(3) 燃料計	1 式
(4) アワーメータ	1 式
(5) 機関油圧計又は機関油圧警告灯	1 式
(6) 水温計	1 式
(7) 充電警告灯	1 式

## 6. 照明装置類

- |               |                |      |
|---------------|----------------|------|
| (1) 前方作業灯     |                | 2灯以上 |
| (2) 後方作業灯     |                | 2灯   |
| (3) 黄色灯火（散光式） | 全幅 1,100 mm 以上 | 1灯   |

## 7. 付属装置及び付属品

### 7-1 車両総質量に含むもの

- |  |    |
|--|----|
| (1) バックブザー（後方1mにおいて、音圧80dB(A)以上）       | 1式 |
| (2) カーエアコン                             | 1式 |
| (3) ウインドウォッシャー（電動式）                    | 1式 |
| (4) 床マット                               | 1式 |
| (5) 除雪作業表示板（300 mm × 570 mm 以上、車体後部取付） | 1式 |
| (6) アンダーミラー（後）                         | 1式 |
| (7) バッテリディスコネクトスイッチ                    | 1式 |
| (8) USB電源                              |    |

### 7-2 車両総質量に含まないもの

- |                                |    |
|--------------------------------|----|
| (1) バケツ（1.3 m <sup>3</sup> 以下） | 1式 |
| (2) 標準付属工具（グリスポンプ含）            | 1式 |
| (3) タイヤチェーン（H型、ワイヤー式チェーンバンド）   | 1式 |
| (4) 取扱説明書                      | 1部 |
| (5) 部品表                        | 1部 |
| (6) 履歴簿                        | 1部 |
| (7) 性能確認書                      | 1部 |

## 8. 塗 装

メーカー標準塗装とする。

## 9. 検 査

完成検査は、寸法、外観、溶接、その他組立状況を検査し、さらに車両や作業装置類の動作等の確認を行い全般的な機能を検査する。

ただし、車両総質量については、本仕様書で定めたとおりであることを、その内訳が判る資料により検査する。

検査に要する器具、人員等は乙において準備するものとする。

## 10. 保 証

納入後1箇年以内に設計製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合には、乙は無償修理を行わなければならない。ただし、製作会社等が別に定めた保証期

間が1箇年以上にわたる場合には、それを適用する。

特に重大な故障が発生したときは、上記期間経過後であっても、甲と乙が協議のうえ、乙に無償修理を行わせることがある。

## 11. その他の事項

### 11-1 製造期日等の指定

納入機は新品でなければならない。

### 11-2 灯火の取付方法の指定

黄色灯火の取付方法は、次のとおりとする。

イ) 黄色灯火の規格、取付位置については、「道路維持作業用自動車及び道路管理用緊急自動車の取扱について(昭和55年6月5日付け、建設省機発第473号(以降の改正分を含む))」に準じるものとする。

ロ) 黄色灯火は、運転室又は作業装置上部に堅固に取付け、黄色灯火の重量、振動に耐えるよう取付部分に必要な補強を行うものとする。

### 11-3 提出図書の言語の指定

取扱説明書など提出を義務づけられた図書に使用する言語は、日本語とする

### 11-4 緩和申請等について

本履行にあたり、車両登録、基準緩和の申請及び道路維持作業車の申請・届出については乙が行なうものとする。また、これらにかかる費用は乙の負担とする。

ただし、これにより難しい場合は甲の指示を受けるものとする。

### 11-5 性能確認書について

納入機が本仕様書を満たしていることの確認書類で、公共の試験機関等が発行するものとする。なお、納入機そのものではなく標準的な機械の性能確認書を提出する場合は、併せて標準的な機械の性能確認書で問題ない旨の説明資料を添付するものとする。